

大島町地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和 5 年 1 月 1 8 日

町 長 決 裁

(目的)

第 1 条 大島町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）（以下「活性化法」という。）の規定に基づき、大島町内における需要に応じたバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成し、その実施に関する協議を行うため設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会の協議事項は次の通りとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 地域旅客サービスの適正な運用方法の検討及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 地域公共交通計画に掲げられた事業の実施及び連絡調整に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の委員)

第 3 条 委員は次に掲げる者のうち、大島町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 大島町副町長の職にある者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の指名する職員
- (3) 活性化法第 2 条第 2 号に規定する公共交通事業者及びその組織が指名する者
- (4) 住民団体その他関係団体の代表者
- (5) 警視庁大島警察署長又はその指名する職員
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 大島町職員
- (8) 国土交通省職員
- (9) 東京都職員
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、大島町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、次に掲げる事項ならびにやむを得ない事由により委員に欠員が生じた場合は補欠委員を置かなければならない。ただ

し、任期は前任者の残任期間とする。

2 特定の職により委嘱された委員の任期は、当該職のある期間とし、当該身分を失すると同時に委員を辞したものとみなす。また、後任者の任期については前項を適用する。

(協議会の組織)

第5条 協議会に、次に掲げる委員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 監事 2名

2 会長は、大島町副町長とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代表する。

5 監事は、委員の中から会長が指名する。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席が無ければ開催できない。

3 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合、その委員の指名するものをもってこれを充て、代理の者を出席させることができる。

4 協議会の議決方法は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。

5 会議は原則として公開とする。ただし会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会議は、必要があると認められた時は、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(書面による決議)

第7条 会長は、次のいずれかに該当するときは、すべての委員から賛否の意向の確認等を行うことを条件として、書面による決議を行うことができる。

(1) 会議において、事前に委員から書面による決議の了承を得ているとき。

(2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか会長が軽微な事実と認めるとき。

2 書面による決議は、回答した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによるものとする。

3 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会において協議が調った事項について、協議会の委員はその協議の結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するために協議会に事務局を置く。

2 事務局は大島町政策推進課に置く。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 予算及び決算は、協議会において決定する。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 前3項に規定するもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月18日から施行する。